

船舶事故等調査報告書

平成26年7月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014横第20号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年2月24日 09時55分ごろ
発生場所	静岡県焼津市焼津港 焼津港焼津南防波堤南灯台から真方位347°620m付近 (概位 北緯34°51.6′ 東経138°19.7′)
事故等調査の経過	平成26年2月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 清掃船 焼津丸、13トン 235-31145 静岡、静岡県 B 漁船 洋朋丸、3.96トン SO3-14863（漁船登録番号）、個人所有 第242-3919号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 甲板員A、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 左舷船尾スタンション2本の曲損 B 船首部の破損
事故等の経過	A船は、船長A及び甲板員Aほか1人が乗り組み、焼津港焼津地区の第2ふ頭へ向けて焼津港を北進していた。 甲板員Aは、焼津港新港地区の鰯ヶ島南岸壁の東方を約6ノットの速力で航行していたところ、左舷前方にB船を認め、B船が停船している様子だったので、A船を北進させたが、突然、B船が航走を始めてA船の左舷船尾方から接近し、平成26年2月24日09時55分ごろA船の左舷船尾とB船の船首とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、焼津港新港地区の城之腰北岸壁を離岸後、船長Bが、B船を停船させて係船索を整理していたところ、鰯ヶ島南岸壁の東方をA船が航走していることを認め、A船の船尾側を追尾してB船を北進させようと思い、係船索の整理を終え、クラッチを前進に入れ、B船を東進させて増速したとき、甲板上にあった漁具に足を引っ掛けた。 船長Bは、B船を航走させながら船首方から目を離し、漁具を足から外していたところ、顔を上げた際、船首方を見てA船が至近にいることに気付いたものの、何も行うことができず、B船とA船とが衝突

	<p>した。</p> <p>B船は、船首がA船の左舷船尾に乗り揚げた状態となり、船長AがB船の船首を押してB船をA船から離し、A船は、第2ふ頭へ、B船は、焼津港焼津地区の造船所へそれぞれ自走して向かった。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>船長Bは、本事故当日の早朝、操業中に波で船が揺れ、漁具を入れていたかごがひっくり返り、漁具の一部が絡んでしまったので、後で絡みを直そうと思い、絡んだ漁具を別にして甲板上に置いていた。</p> <p>船長Bは、船首方を航行しているA船を認識していたが、まだ距離があるので、大丈夫と思い、B船を停船させず、航走させた状態で漁具を足から外していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A なし、 B あり</p> <p>A なし、 B なし</p> <p>A なし、 B なし</p> <p>A船は、焼津港で北進中、停船していたB船が航走を始めてA船の左舷船尾方から接近し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、焼津港で東進中、船長Bが、船首方から目を離し、漁具を足から外す作業を行っていたことから、B船がA船に向けて航行し、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、船首方に航行中のA船を認識していたが、まだ距離があるので、問題ないと思い、航走しながら、漁具を外す作業を行っていたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、焼津港において、A船が北進中、B船が東進中、船長Bが、船首方から目を離し、漁具を足から外す作業を行っていたため、B船がA船に向けて航行し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、常に周囲の見張りを適切に行うこと。